

鹿島市長崎本線利用促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、鉄道に関する市民意識の高揚と長崎本線の利用促進を図ることを目的として、九州旅客鉄道株式会社（以下「JR九州」という。）が運行する特急かささぎを利用する 2 人以上の市民グループ（以下「市民グループ」という。）に対して、予算の範囲内において、市民グループの代表者（以下「代表者」という。）に鹿島市長崎本線利用促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することとし、その助成金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(助成金交付の対象等)

第 2 条 助成金の交付の対象（以下「交付対象者」という。）及び交付金額等については、別表のとおりとする。

(助成金交付の申請)

第 3 条 代表者が助成金の交付を受けようとする場合は、鹿島市長崎本線利用促進事業助成金交付申請書兼請求書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に別表に掲げる申請添付書類を添えて市長に申請するものとする。

2 交付対象者の全員は、自己又は団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 3 交付対象者の全員は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 4 助成金に係る申請受付期間は、令和5年7月18日から令和5年9月29日までとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

(助成金の交付決定等)

第4条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を確認のうえ交付を決定し、当該代表者に鹿島市長崎本線利用促進事業助成金交付決定通知書(様式第2号)を送付するとともに、助成金を交付する。

- 2 助成金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この要綱及び関係法令等の規定に従うこと。
- (2) 市長は、助成金の交付に際して、交付対象者が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該代表者に鹿島市長崎本線利用促進事業助成金交付取消通知書(様式第3号)を送付すること。
- (3) 今後も鉄道に関する意識の高揚と長崎本線の利用促進に努めること。

(助成金の交付等に関する周知等)

第5条 市長は、鹿島市長崎本線利用促進事業の実施にあたり、交付対象者の要件、申請の方法及び申請受付期間等の事業の概要について、広報その他の方法による周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第6条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、代表者から申請が行われなかった場合、交付対象者が助成金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第4条第1項の規定による交付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、代表者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利益の返還)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた後に、交付対象者が第3条第2項に該当することが明らかとなった代表者又は偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた代表者に対しては、交付を行った助成金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 助成金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはなら

ない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。